

令和7年度第1回村山地域保健医療協議会
(村山地域医療構想調整会議)

【日 時】 令和7年7月9日(水)
午後6時30分～午後7時50分
【場 所】 WEB会議

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

(1) 病床数適正化支援事業の内示状況 【資料1】

4 協 議

(1) 第8次山形県保健医療計画村山地域編の進捗状況 【資料2】

(2) 病床整備計画について 【資料3】

(3) その他

5 そ の 他

6 閉 会

<Zoom 情報>

<https://us02web.zoom.us/j/89594999875>

ミーティング ID: 895 9499 9875

パスコード: 064768

配 付 資 料

- 資料 1 (P1～2) 令和 7 年度山形県病床数適正化支援事業給付金の第 1 次内示の状況について
- 資料 2 (P3～14) 第 8 次山形県保健医療計画（村山地域編）令和 6 年度の進捗状況
- 資料 3 (P15～29) 病床整備計画

- 参考資料 1 山形県地域保健医療協議会 設置要綱
- 参考資料 2 村山地域保健医療協議会 委員名簿
- 参考資料 3 審議会等の公開に関する指針
- 参考資料 4 山形県情報公開条例

令和7年度 第1回村山地域保健医療協議会（村山地域医療構想調整会議） 出席者名簿

【日 時】 令和7年7月9日（水）午後6時30分～

【開催方法】 村山保健所（WEB会議）

【委員】

N0	委 員	代理出席者	備 考
1	山形市医師会長	金 谷 透	
2	上山市医師会長	渋谷 真一郎	
3	天童市東村山郡医師会長	鞍掛 彰秀	
4	寒河江市西村山郡医師会長	鈴木 明朗	
5	北村山地区医師会長	高橋 則好	
6	山形県歯科医師会（山形市歯科医師会長）	小関 陽一	
7	山形県薬剤師会長	岡寄 千賀子	
8	日本精神科病院協会山形県支部 （二本松会かみのやま病院長）	村岡 義明	
9	山形大学医学部附属病院長	土谷 順彦	
10	山形県立中央病院長	鈴木 克典	
11	山形市立病院済生館 病院事業管理者	貞弘 光章	
12	天童市民病院長	高畠 典明	欠 席
13	山形済生病院長	石井 政次	
14	東北中央病院長	田中 靖久	（代理出席） 事務部長 川村 博一
15	篠田総合病院長	篠田 淳男	
16	至誠堂総合病院長	小林 真司	
17	みゆき会病院長	安藤 常浩	
18	山形県立河北病院長	佐藤 敏彦	
19	寒河江市立病院長	後藤 康夫	
20	朝日町立病院長	高橋 潤	
21	西川町立病院長	武田 隆	
22	北村山公立病院長	國本 健太	
23	山形市長	佐藤 孝弘	（代理出席） 保健政策課長 鷹野 優貴
24	天童市長	新関 茂	（代理出席） 健康課長 伊藤 明
25	寒河江市長	齋藤 真朗	（代理出席） 健康増進課長 黒田 美紀
26	西川町長	菅野 大志	（代理出席） 健康福祉課長 石川 朋弘
27	朝日町長	鈴木 浩幸	（代理出席） 健康福祉課長 伊藤 博美
28	東根市長	土田 正剛	（代理出席） 健康推進課長 後藤 光
29	山形県看護協会山形支部理事	太田 恵美子	

N0	委 員		代理出席者	備 考
30	山形県栄養士会医療事業部員	会 田 弓 子		
31	山形県民生委員児童委員協議会理事	平 眞 理 子		
32	山形県地域包括支援センター等協議会常務理事・事務局長	齋 野 和 夫		
33	山形県老人福祉施設協議会副会長	齋 藤 好 功		
34	山形県保険者協議会委員（山辺町町民生活課長）	遠 山 進		
35	山形市保健所長	山 下 英 俊		
36	村山保健所長	藤 井 俊 司		村山保健所にて参加

【オブザーバー】

N0	所属・氏名		備考
37	山形県医師会常任理事	柴 田 健 彦	
38	山形県看護協会長	若 月 裕 子	

【助言者】

N0	所属・氏名		備考
39	山形大学大学院医学系研究科医療政策学講座教授	村 上 正 泰	

【県関係者】

N0	所属・職名・氏名		備考	
40	健康福祉部 医療統括監	森 野 一 真		
41	健康福祉部医療政策課 医務企画専門員	加 藤 法 弘	村山保健所にて参加	
42	// 医務企画主査	鈴 木 裕 也	村山保健所にて参加	
43	// 医務企画係長	高 橋 航		
44	健康福祉部障がい福祉課 課長補佐（事業指導・医療的ケア児支援担当）	高 橋 裕 人	村山保健所にて参加	
45	病院事業局県立病院課 課長補佐（運営企画担当）	伊 藤 雅 良		
46	村山総合支庁 保健福祉環境部長	大 瀧 亜 樹	村山保健所にて参加	事務局
47	村山総合支庁保健福祉環境部 保健企画課長	村 上 朋 子	村山保健所にて参加	事務局
48	// 保健企画課 精神保健福祉主幹	内 海 由 美 子	村山保健所にて参加	事務局
49	// 保健企画課 医薬主幹(兼)医薬事室長	稲 村 典 子	村山保健所にて参加	事務局
50	// 保健企画課 地域保健主幹(兼)感染症対策室長	前 田 真 由 美	村山保健所にて参加	事務局
51	// 地域健康福祉課 健康増進主幹	菅 原 祥 子	村山保健所にて参加	事務局
52	// こども家庭支援課 保健支援主幹	三 浦 朗 子	村山保健所にて参加	事務局
53	// こども家庭支援課 主任保健師	西 塔 晃 奈	村山保健所にて参加	事務局
54	// 保健企画課 課長補佐	田 澤 延 真	村山保健所にて参加	事務局
55	// 保健企画課 企画調整主査	上 石 昭 広	村山保健所にて参加	事務局
56	// 保健企画課 主任保健師	古 名 矩 子	村山保健所にて参加	事務局
57	// 保健企画課 保健師	大 場 華 織	村山保健所にて参加	事務局

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）山形県病床数適正化支援事業給付金の
第 1 次内示の状況について

1. 事業の概要

効率的な医療提供体制の確保や入院医療の提供継続を目的として、医療需要の急激な変化を受け病床数の適正化（R6. 12. 17～R7. 9. 30 の間に病床を削減）を進める病院・有床診療所を対象として、経費相当分の給付金を支給する。

《交付額》 病院（一般病床・療養病床・精神病床）・有床診：4,104 千円/床×削減病床数

2. 国の第 1 次内示及び県内示の状況

○活用意向が示された削減計画病床数は県全体で 603 床分（令和 7 年 3 月調査）

○令和 7 年 3 月調査に基づき、全国で活用意向が示された削減計画病床数：約 5 万床

【国の第 1 次内示】

約 295 億円（7,170 床分）を都道府県に対し内示

➤ 山形県に対する第 1 次内示：554,040 千円（135 床分）

【県の内示】

国の算定方法を踏まえ、対象となった医療機関 7 施設に対し 135 床分を配分

（事業完了予定：令和 7 年 9 月 30 日）。※地域別・病床区分別は下記 3 参照

3. 病床適正化支援事業（第 1 次内示分）が完了した場合の影響について（試算）

(1) 基準病床数制度上の影響の試算

【算定方法】

令和 7 年 4 月 1 日時点の既存病床数に対して、今般の病床数適正化支援事業（第 1 次内示分）により、病床削減の計画（一般・療養）が遂行された場合における、既存病床数（9 月 30 日時点）と基準病床数の差を試算。

【試算結果】 ※本事業に依らない既存病床数の増減もあり得ることに留意。

①一般病床及び療養病床

令和 7 年 4 月 1 日時点では、4 地域とも既存病床数が基準病床を上回っているが、当該事業が完了する 9 月 30 日時点では、村山地域において既存病床数（削減後見込）と基準病床数の差が縮小するとともに、庄内地域においては、既存病床数（削減後見込）が基準病床数を下回る見通し。

	既存病床数 R7.4.1時点 A	県内示病床数 (1次分) B	既存病床数 削減後見込 C=A+B	基準病床数 D	既存病床数(削 減後見込)-基準 病床数 E=C-D
村山	5,171	▲ 52	5,119	5,085	34
最上	706	0	706	620	86
置賜	1,640	0	1,640	1,624	16
庄内	2,424	▲ 43	2,381	2,396	▲ 15
県全体	9,941	▲ 95	9,846	9,725	121

②精神病床

既存病床数（削減後見込）と基準病床数の差が縮小する見通し。

	既存病床数 R7.4.1時点 A	県内示病床数 (1次分) B	既存病床数 削減後見込 C=A+B	基準病床数 D	既存病床数(削 減後見込)-基準 病床数 E=C-D
県全体	3,329	▲ 40	3,289	2,927	362

(2) 地域医療構想に定める機能別病床への影響について（一般・療養病床）

【算定方法】

令和6年度調査結果に基づく許可病床数に対して、今般の病床数適正化支援事業（第1次内示分）により、病床削減の計画（一般・療養病床）が遂行された場合における、許可病床数（9月30日時点）と地域医療構想の必要病床数の差を試算。

【試算結果】 ※本事業に依らない許可病床数の増減もあり得ることに留意。

①県全体

病床機能別に見た許可病床数と必要病床数の差について、急性期は差が縮小する一方、回復期及び慢性期は差が拡大する見込み。

県全体	R6現状 意向調査 A	県内示病床数 (1次分) B	適正化事業後 R7.9.30試算 C=A+B	医療構想 必要病床数 D	R6現状差異 (▲:不足) E=A-D	事業活用後 必要病床数との差 F=C-D
高度急性期	756	0	756	933	▲ 177	▲ 177
急性期	5,066	▲ 80	4,986	3,121	1,945	1,865
回復期	2,291	▲ 11	2,280	2,938	▲ 647	▲ 658
慢性期	2,137	▲ 4	2,133	2,275	▲ 138	▲ 142
休棟等	282	0	282	0	282	282
合計	10,532	▲ 95	10,437	9,267	1,265	1,170

②各構想区域別の状況

＜村山地域＞…急性期において許可病床数と必要病床数の差は縮小

村山地域	R6現状 意向調査 A	県内示病床数 (1次分) B	適正化事業後 R7.9.30試算 C=A+B	医療構想 必要病床数 D	R6現状差異 (▲:不足) E=A-D	事業活用後 必要病床数との差 F=C-D
高度急性期	429		429	523	▲ 94	▲ 94
急性期	2,766	▲ 52	2,714	1,687	1,079	1,027
回復期	980		980	1,431	▲ 451	▲ 451
慢性期	1,187		1,187	1,232	▲ 45	▲ 45
休棟等	159		159	0	159	159
合計	5,521	▲ 52	5,469	4,873	648	596

＜最上・置賜地域＞…第1次内示分の配分医療機関が無いため影響はなし

最上地域	R6現状 意向調査 A	県内示病床数 (1次分) B	適正化事業後 R7.9.30試算 C=A+B	医療構想 必要病床数 D	R6現状差異 (▲:不足) E=A-D	事業活用後 必要病床数との差 F=C-D
高度急性期	10		10	43	▲ 33	▲ 33
急性期	429		429	210	219	219
回復期	160		160	236	▲ 76	▲ 76
慢性期	108		108	85	23	23
休棟等	18		18	0	18	18
合計	725	0	725	574	151	151

置賜地域	R6現状 意向調査 A	県内示病床数 (1次分) B	適正化事業後 R7.9.30試算 C=A+B	医療構想 必要病床数 D	R6現状差異 (▲:不足) E=A-D	事業活用後 必要病床数との差 F=C-D
高度急性期	38		38	159	▲ 121	▲ 121
急性期	687		687	610	77	77
回復期	572		572	573	▲ 1	▲ 1
慢性期	472		472	407	65	65
休棟等	47		47	0	47	47
合計	1,816	0	1,816	1,749	67	67

＜庄内地域＞…急性期において許可病床数と必要病床数の差は縮小
回復期において許可病床数と必要病床数の差は拡大

庄内地域	R6現状 意向調査 A	県内示病床数 (1次分) B	適正化事業後 R7.9.30試算 C=A+B	医療構想 必要病床数 D	R6現状差異 (▲:不足) E=A-D	事業活用後 必要病床数との差 F=C-D
高度急性期	279		279	208	71	71
急性期	1,184	▲ 28	1,156	614	570	542
回復期	579	▲ 11	568	698	▲ 119	▲ 130
慢性期	370	▲ 4	366	551	▲ 181	▲ 185
休棟等	58		58	0	58	58
合計	2,470	▲ 43	2,427	2,071	399	356

4. 病床適正化支援事業（第2次内示分）について（令和7年6月27日付）

○約169億円（4,108床分）を都道府県に対し追加内示

➢ 山形県に対する配分は、196,992千円（48床分）

第8次山形県保健医療計画 第3部地域編 村山地域二次保健医療圏(令和6年度～令和11年度) 令和6年度の進捗状況

資料2

項目	計画目標・主な施策	実施状況																																												
<p>1 医療提供体制 (1) 医療従事者</p>	<p>○村山地域は、医師多数区域であることから、他の区域から医師の確保を行わない方針とします。ただし、局所的に医師が少ない地域(医師少数スポット)もあるため、そのような地域において、救急医療及びへき地医療に取り組む医療機関等については、医師少数区域と同様に、重点的に医師の確保(増加)を行う方針とします。</p> <p>○看護師等について、村山地域全体として県平均を上回るものの、現状値(R2:8,172人)を令和7年の需要推計値(8,980人)までに引き上げていく必要があること、北村山、西村山地域等各地域においては不足(偏在)が生じていることを踏まえ、看護師等の確保に向けた取組を推進していきます。</p> <table border="1" data-bbox="489 514 1424 661"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="6">目標</th> </tr> <tr> <th>2024 (R6)</th> <th>2025 (R7)</th> <th>2026 (R8)</th> <th>2027 (R9)</th> <th>2028 (R10)</th> <th>2029 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療施設従事医師数 ※1</td> <td>1,460人 (R2)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>現状維持</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="489 682 1424 829"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="6">目標</th> </tr> <tr> <th>2024 (R6)</th> <th>2025 (R7)</th> <th>2026 (R8)</th> <th>2027 (R9)</th> <th>2028 (R10)</th> <th>2029 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師等数(実人員) ※2</td> <td>8,172人 (R2)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>8,704人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 医療施設従事医師数: 山形県医師確保計画における目標値 ※2 看護師等数(実人員): 令和2年度の村山保健所管内別従事者数(実人員)×〔第8次保健医療計画におけるR11供給推計値(16,658人)÷R2年の看護局員従事者数(県全体・実数)(15,639人)〕</p>	項目	現状	目標						2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	医療施設従事医師数 ※1	1,460人 (R2)	-	-	現状維持	-	-	-	項目	現状	目標						2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	看護師等数(実人員) ※2	8,172人 (R2)	-	-	-	-	-	8,704人以上	<p>令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、令和4年末時点での村山地域における医療施設従事医師数は1,519人であり、目標値である山形県医師確保計画(第8次前期)における現状維持の医師数1,460人を59人上回っている。</p> <p>また、令和4年業務従事者届によると、令和4年末時点での村山地域における看護師等数(実人員)は8,313人であり、目標値の8,704人を391人下回っているが、令和2年と比較して141人増加している。</p>
項目	現状			目標																																										
		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)																																							
医療施設従事医師数 ※1	1,460人 (R2)	-	-	現状維持	-	-	-																																							
項目	現状	目標																																												
		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)																																							
看護師等数(実人員) ※2	8,172人 (R2)	-	-	-	-	-	8,704人以上																																							
	<p>県及び関係機関は、山形県医師確保計画及び山形方式・看護師等生涯サポートプログラム等の施策を通して医療従事者の確保や養成に取り組んでいきます。</p> <p>県は、臨床研修医の研修や医学生・看護学生の実習の受け入れを積極的に実施し、県内への医療従事者の定着を図ります。</p> <p>県は、小中学生を対象に、地元の医師・看護師などが講師となり医療に携わることのやりがいなどを伝えることにより、将来医師・看護師などとして地元の医療に貢献できる人材の育成に努めていきます。</p>	<p>医学生及び看護学生等の研修・実習受け入れの際に、地域の現状等を説明し、地元への定着を促した。</p> <p>医学生及び看護学生等の研修・実習を受け入れ、保健医療従事者等の確保・定着に向けた取組を進めた。 【令和6年度の受け入れ状況】 (1) 医学生 受入数 6名 (2) 看護学生 受入数 延べ269名</p> <p>村山地域の小学校高学年児童及び中学生を対象に、「進路を考える学習会～めざせ！医療現場で働くひと～」事業を実施。令和6年度は3小学校の5～6年生計38名が参加。</p>																																												

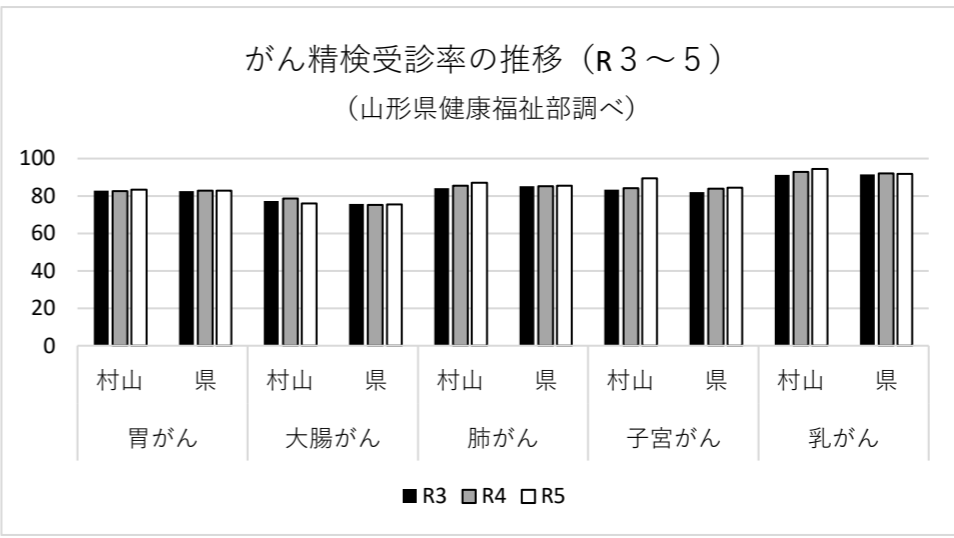
項目	計画目標・主な施策								実施状況				
1 医療提供体制 (2) 医療施設	評価 目標	地域連携パスに参加する医療機関の割合を令和6年度は18.6%とします。								厚生労働省医療情報ネット(ナビィ)によると、令和6年度は94施設(病院33か所中14か所、診療所478か所中80か所 18.4%)が地域医療連携パスに参加しており、令和6年度の目標値である18.6%を0.2%下回っているが、令和4年度と比較して0.1%増加している。			
項目		現状	目標						2024 (R6)			2025 (R7)	2026 (R8)
地域連携パスに参加する医療機関の割合※3	18.3% (R4)	18.6%	18.9%	19.2%	19.5%	19.8%	20.1%	※3 地域連携パスに参加する医療機関の割合:山形県医療機関情報ネットワーク					
主な 施策	主な 施策	県は、住民に対し適切な保健・医療サービスが提供されるよう、医療監視などを通じて医療機関等に対する指導・助言を行います。								病院及び診療所等に立入検査を実施して、必要な指導・助言等を行った。 立入検査件数 病院16件、診療所等100件			
		県及び関係機関は、地域保健医療協議会における検討を通し、医療資源が比較的充実している東南村山地域と他2地域との連携強化を図ります。								以下のとおり村山地域保健医療協議会(村山地域医療構想調整会議)を開催し、委員との協議等を行った。 ・令和6年7月(書面開催):村山構想区域における重点支援区域申請について協議 ・令和6年10月3日:病床整備計画について協議 ・令和7年3月10日:村山地域医療構想の検証、各病院の意向等に関する意見交換、紹介受診重点医療機関の設定について協議			
		県は、既存の医療資源の有効活用と保健・医療・福祉・介護の適切な連携について検討し、関係機関への支援を行います。								・医療・介護関係者のためのACP研修会の開催【再掲】 開催日:令和6年9月14日 受講者:医師、看護師、社会福祉士、介護関係者等約50名 ・村山地域入退院支援の手引きの関係機関情報更新と周知を実施。 ・山形県在宅医療推進事業費補助金を活用した事業を実施し、関係機関を支援。 補助金の交付団体:山形県医師会、山形県栄養士会、山形県理学療法士会 ・村山地域保健医療協議会 在宅医療専門部会の書面開催(2月)			
県及び医療機関は、医療機関の病床機能の分化・連携のあり方について協議を進めます。								以下のとおり村山地域保健医療協議会(村山地域医療構想調整会議)を開催し、委員との協議等を行った。 ・令和6年7月(書面開催):村山構想区域における重点支援区域申請について協議 ・令和6年10月3日:病床整備計画について協議 ・令和7年3月10日:村山地域医療構想の検証、各病院の意向等に関する意見交換、紹介受診重点医療機関の設定について協議 【再掲】					

項目	計画目標・主な施策								実施状況																																																				
1 医療提供体制 (3)小児救急を含む小児医療	評価目標	<p>小児救急医療講習会の開催数を令和6年度は10回とします。</p> <table border="1" data-bbox="507 218 1427 365"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="6">目標</th> </tr> <tr> <th>2024 (R6)</th> <th>2025 (R7)</th> <th>2026 (R8)</th> <th>2027 (R9)</th> <th>2028 (R10)</th> <th>2029 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小児救急医療講習会の開催数※4</td> <td>6回 (R4)</td> <td>10回</td> <td>10回</td> <td>10回</td> <td>11回</td> <td>11回</td> <td>11回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4 小児救急医療講習会の開催数:村山保健所</p>								項目	現状	目標						2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	小児救急医療講習会の開催数※4	6回 (R4)	10回	10回	10回	11回	11回	11回	<p>令和6年度小児救急医療講習会は10回を計画していたが、9回の開催にとどまり、目標値(10回)を下回った。</p> <p>開催計画 10回(山形市3回、上山市1回、天童市1回、東根市2回、山辺町1回、河北町1回、西川町1回) 開催実績 9回(山形市3回、上山市1回、天童市1回、東根市1回、山辺町1回、河北町1回、西川町1回) 参加者数:167名</p>																													
項目		現状	目標																																																										
	2024 (R6)		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)																																																						
小児救急医療講習会の開催数※4	6回 (R4)	10回	10回	10回	11回	11回	11回																																																						
	主な施策	<p>県は、小児の保護者等に対して、「小児救急電話相談窓口」の利用促進のパンフレットを配布して意識の啓発に努め、適切に医療機関を受診するよう促します。</p>								<p>小児救急医療講習会等において、保護者、幼稚園教諭等にパンフレットを配布、説明し、適正受診の促進を図った。(令和6年度パンフレット配布数 167部)</p>																																																			
		<p>県は、市町や各郡市区医師会と連携し、小児の保護者等に対して急病時の対処方法のガイドブックの配布及び小児救急医療講習会を開催し、保護者の救急の知識の向上と不安軽減に努めます。</p>								<p>(1)ガイドブック配布 市町、消防本部と連携して実施する小児の応急手当講習会及び小児救急医療講習会においてガイドブックを配布した。(令和6年度配布部数:167部)。 (2)小児救急医療講習会開催(9回)【再掲】・講習会終了後のアンケート実施 市町、各郡市区医師会と連携し、小児科医を講師として小児救急医療講習会を開催しており、アンケートにより保護者等の要望、小児電話相談#8000及び当該講習会の認知度等を把握しながら行っている。</p>																																																			
		<p>県は、村山地域医療的ケア児支援連絡会等を開催し、先進事例の共有、意見交換等を通して、市町の「個別避難計画」の作成支援と各地域における避難が円滑に行われるように、訓練を行うなど市町・支援者等の関係者による平時からの体制の整備に努めます。</p>								<p>(1)村山地域医療的ケア児支援連絡会の開催 開催日:令和7年1月28日 参加者:県医師会、郡市区歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、訪問看護、相談支援事業所、市町、県関係機関等 (2)個別避難計画の作成支援 医療的ケア児・者 3名</p>																																																			
		<p>県は、小児の初期救急医療の充実を図るため、各地域の関係者と協議会設置に向けて検討を進めます。</p>								<p>村山地域の関係者に対して協議会設置に向けたヒアリングを行い、意見等伺った。今後は協議会設置に向けて関係者との検討を進めていく。</p>																																																			
(4)周産期医療	評価目標	<p>周産期死亡率(出生千対)を全国の過去3年間の平均値以下とします。</p> <table border="1" data-bbox="507 1008 1427 1155"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="6">目標</th> </tr> <tr> <th>2024 (R6)</th> <th>2025 (R7)</th> <th>2026 (R8)</th> <th>2027 (R9)</th> <th>2028 (R10)</th> <th>2029 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周産期死亡率(出生千対)※5</td> <td>2.7 (R4)</td> <td>全国の過去3年間の平均値以下</td> <td>全国の過去3年間の平均値以下</td> <td>全国の過去3年間の平均値以下</td> <td>全国の過去3年間の平均値以下</td> <td>全国の過去3年間の平均値以下</td> <td>全国の過去3年間の平均値以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5 周産期死亡率(出生千対):厚生労働省 人口動態統計</p>								項目	現状	目標						2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	周産期死亡率(出生千対)※5	2.7 (R4)	全国の過去3年間の平均値以下	全国の過去3年間の平均値以下	全国の過去3年間の平均値以下	全国の過去3年間の平均値以下	全国の過去3年間の平均値以下	全国の過去3年間の平均値以下	<p>全国の周産期死亡率の過去3年間(令和3年、令和4年、令和5年)の平均値3.3に対し、村山地域の周産期死亡率の過去3年間の平均値は3.7であり、目標値を0.4ポイント下回った。</p> <table border="1" data-bbox="1834 1050 2332 1276"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">年</th> </tr> <tr> <th>2021 (R3)</th> <th>2022 (R4)</th> <th>2023 (R5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">周産期死亡率</td> <td>村山地域</td> <td>2.2</td> <td>6.3</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td colspan="4">平均値 3.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全国</td> <td>全国</td> <td>3.4</td> <td>3.3</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td colspan="4">平均値 3.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※厚生労働省「保健福祉統計年報」より</p>				項目		年			2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	周産期死亡率	村山地域	2.2	6.3	2.5	平均値 3.7				全国	全国	3.4	3.3	3.3	平均値 3.3			
項目		現状	目標																																																										
	2024 (R6)		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)																																																						
周産期死亡率(出生千対)※5	2.7 (R4)	全国の過去3年間の平均値以下	全国の過去3年間の平均値以下	全国の過去3年間の平均値以下	全国の過去3年間の平均値以下	全国の過去3年間の平均値以下	全国の過去3年間の平均値以下																																																						
項目		年																																																											
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)																																																									
周産期死亡率	村山地域	2.2	6.3	2.5																																																									
	平均値 3.7																																																												
全国	全国	3.4	3.3	3.3																																																									
	平均値 3.3																																																												
	主な施策	<p>県及び関係機関は、周産期医療機関や医療従事者などの医療資源が効率的に活用されるよう、機能分担や連携体制の確保に取り組み、地域においてセミオープンシステムを構築するなど、病院、診療所の連絡・連携体制の整備を推進します。</p>								<p>平成30年6月に周産期母子医療センターや妊婦健診施設の実務者(医師)による「産科セミオープン導入モデル事業検討会」を立ち上げた。村山地域では、平成31年1月15日から運用を開始し、令和7年3月現在19施設(分娩施設:4施設、妊婦健診施設:12施設、妊婦健診への協力施設:3施設)が参加している。</p>																																																			

項目	計画目標・主な施策								実施状況								
1 医療提供体制 (5)救急医療	評価 目標	救急告示病院の休日・夜間における軽症患者の割合を令和6年度は78.8%とします。								令和5年度は77.8%(受診者数54,070人中軽症患者数42,046人)であり、目標値(78.8%)を達成している。 ※令和6年度の軽症患者の割合は、令和7年7月に判明予定。							
項目		現状	目標						2024 (R6)								
救急告示病院の休日・夜間における軽症患者の割合※6	79.4% (R4)	78.8%	78.5%	78.2%	77.9%	77.6%	77.3%	※6 救急告示病院の休日・夜間における軽症患者の割合: 県医療政策課調べ									
主な 施策	県は、「かかりつけ医」の普及を推進し、軽症時の平日日中の受診等、適切に医療機関を受診するよう周知啓発します。								(1)村山保健所と県医療政策課のホームページで「かかりつけ医」について掲載し周知啓発した。 ・村山保健所HP「かかりつけ医を持ちましょう」 https://www.pref.yamagata.jp/301023/kenfuku/kenko/hokenjo/murayamahokenjo/iryouchouhou/iryoyu-yakuji/kakaritsuke.html ・医療政策課HP「急な病気やけがに備えて～医療機関を受診する際のお願い」 https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuku/iryo/iji/tekiseijushin.html (2)小児救急医療講習会等において「かかりつけ医」の必要性について説明して適正受診の促進を図った。								
	県は、「大人の救急電話相談窓口」のパンフレットを活用して意識の啓発に努め、急病時の対処方法の普及と初期救急医療機関の適正受診を促進します。								応急手当講習会など各種講習会において、参加者にパンフレットを配布、説明し、適正受診の促進を図った。(令和6年度パンフレット配布数:167部)								
	県は、市町及び消防機関と連携して、AEDの使用方法を含む心肺蘇生法の講習会を開催し応急手当の普及を図ります。								市町、消防機関と連携し、AEDの使用方法を含む心肺蘇生法講習会(応急手当講習会)を開催し、普及を図った。 令和6年度講習会開催数:7回開催(山形市3回、東根市1回、山辺町1回、河北町1回、西川町1回) 受講者数:136名								
県は、高齢者を含む救急患者が速やかに適切な医療を受けられるよう、消防機関、医療機関、医師会等の関係者で構成する村山地域救急搬送改善検討会において、救急搬送困難事例の現状や原因の分析等を行い、困難事例の減少に向けて検討していきます。								医療政策課及び消防救急課と連携し村山地域救急搬送改善検討会を開催した。 令和6年度開催実績:1回(令和6年6月4日開催)、一酸化炭素中毒患者への対応について									
(6)災害時における医療	評価 目標	村山地域災害医療連絡調整会議の開催回数を令和6年度は1回とします。								村山地域災害医療連絡調整会議の開催 開催日:令和7年3月24日 参加者:村山地域災害医療コーディネーター、県関係機関等 内容:村山保健所における災害対応の取組み及び災害時の栄養・食支援の報告、村山地域保健医療福祉調整本部設置要綱案、村山地域災害医療連絡調整会議設置要綱改正案の協議							
項目		現状	目標						2024 (R6)								
村山地域災害医療連絡調整会議の開催回数※7	0回 (R4)	1回	1回	1回	1回	1回	1回	※7 村山地域災害医療連絡調整会議の開催回数: 村山保健所									
主な 施策	県は、災害発生時の初動体制の確立、強化を推進するため、定期的に「村山地域災害医療連絡調整会議」を開催し、村山地域災害医療コーディネーターの役割と各関係機関等の災害対応体制について情報を共有するとともに、保健福祉分野の関係機関との情報の連携について検討していきます。								村山地域災害医療連絡調整会議の開催【再掲】 開催日:令和7年3月24日 参加者:村山地域災害医療コーディネーター、県関係機関等 内容:村山保健所における災害対応の取組み及び災害時の栄養・食支援の報告、村山地域保健医療福祉調整本部設置要綱案、村山地域災害医療連絡調整会議設置要綱改正案の協議								
	県は、中核市保健所のある山形市と連携協力し、災害時に西村山や北村山地域を含めた村山地域全体での情報共有や患者受入の調整等、医療支援体制の構築を検討していきます。								令和6年度は、災害時に村山地域の保健医療福祉活動を円滑に実施できる体制の確保を図るため、「村山地域保健医療福祉調整本部設置要綱」を制定した。								
県は、DHEAT研修受講者などを対象に、平時から災害発生に備え、DHEAT活動の課題整理を進めるとともに、DHEATの派遣チーム編成・受援体制の構築を検討していきます。								・厚生労働省通知及び山形県保健医療福祉調整本部設置要綱制定を受け、村山保健所において村山地域保健医療福祉調整本部設置要綱を制定し、大規模災害発生時における外部支援の受援も含めた保健医療福祉活動体制を整備した。 ・DHEATに関する各種研修や訓練に職員を参加させ、派遣チーム編成・受援体制を強化した。 ・令和6年7月25日の大雨災害に関して、8月4日から6日まで村山保健所からDHEATを派遣した(派遣先:酒田市八幡支所)									

項目	計画目標・主な施策								実施状況																							
1 医療提供体制 (7)新興感染症発生・まん延時に備えた体制	健康危機対処計画に基づく訓練の実施回数を令和6年度は1回とします。 <table border="1" data-bbox="492 226 1430 373"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="6">目標</th> </tr> <tr> <th>2024 (R6)</th> <th>2025 (R7)</th> <th>2026 (R8)</th> <th>2027 (R9)</th> <th>2028 (R10)</th> <th>2029 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康危機対処計画に基づく訓練の実施回数※8</td> <td>1回 (R5)</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> ※8 健康危機対処計画に基づく訓練の実施回数:村山保健所								項目	現状	目標						2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	健康危機対処計画に基づく訓練の実施回数※8	1回 (R5)	1回	1回	1回	1回	1回	1回	健康危機対処計画に基づく訓練を以下のとおり1回実施 日時:令和6年7月4日(木)10:30~12:00 場所:村山保健所 大会議室 対象:新型インフルエンザ等に関する業務継続計画(BCP)による、通常業務従事者以外の職員等 26名 内容:(1)研修会 ①村山保健所健康危機対処計画(感染編)の概要について ②応援業務の想定~新型コロナウイルス感染症の業務から~ (2)実践型訓練 ①講義「感染防護具(PPE)着脱及び手洗いの実際」 講師 山形済生病院 感染制御実践看護師 ②訓練:感染防護具の着脱、N95マスクフィットテスト、手洗い	
項目	現状	目標																														
		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)																									
健康危機対処計画に基づく訓練の実施回数※8	1回 (R5)	1回	1回	1回	1回	1回	1回																									
評価目標	県は、健康危機対処計画を策定し、定期的に見直しを行います。								見直し時期:令和7年3月末に一部改訂 各課の業務継続計画の更新、村山AMR等ネットワーク設置要綱の差し替え、資料追加(村山地域新型コロナウイルス感染状況)																							
主な施策	県は、医療機関や高齢者施設等と連携し、新興感染症発生・まん延時を想定した訓練や研修会を実施し、医療従事者等の人材育成を推進します。								社会福祉施設における新興感染症に備えた実践型訓練の実施 日時:令和6年11月15日(金)13:30~16:30 場所:村山総合支庁 西村山地域振興局 3階 講堂 対象:社会福祉施設において施設内感染対策リーダーとなる職員 45名 内容:(1)講義及び演習 ①講義「社会福祉施設における感染症対策のポイント」講師:北村山公立病院 感染症認定看護師 ②演習:個人防護具(PPE)着脱、手洗い演習 (2)グループワーク ワールドカフェ形式で、院内感染対策での取り組みについての意見交換を行った。																							
主な施策	県は、高齢者施設等において集団発生した場合は、関係機関による対策会議を開催し、情報を共有して事案に対応し、関係機関による支援を行い、介護提供サービスの継続を支援します。								新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの集団発生時は、随時保健所への報告があり、保健師による電話での聞き取り調査を行い、感染対策について確認・助言を行った。施設の対応状況により、現地指導1件あり。相談のみは8件。想定内で収束しているため、対策会議の開催までには至っていない。 【新型コロナウイルス感染症】集団発生報告件数:59件(保育施設 2件、高齢者施設 36件、障害者施設 5件、医療機関 16件) 【インフルエンザ】集団発生報告件数:21件(保育施設 14件、高齢者施設 2件、障害者施設 3件、医療機関 2件)																							
主な施策	県は、医療機関ネットワークの平時からの構築に向け、村山AMR等対策ネットワーク会議(病院、地区医師会など関係機関による薬剤耐性対策の推進)等により、感染症対策等の情報共有や研修会を実施し、病病連携や病診連携等を推進します。								村山AMR等ネットワーク事業の実施状況(幹事会:年2回、ネットワーク会議:年2回実施) 【参集者】 幹事会:村山地域の感染対策の中核となる病4病院(感染対策向上加算1)、衛生研究所、山形市保健所、村山保健所 ネットワーク会議:上記に加え、感染症向上加算を届け出ている病院、診療所、郡市地区医師会、薬剤師会、看護協会、臨床検査技師会 (1)第1回幹事会 日時及び方法:令和6年6月12日(水)17:30~18:30(オンラインによる開催) 内容:AMRに関する村山地域の状況把握方法についての検討 ※加算1の施設を対象とした病院向け調査(令和4年分の抗菌薬の使用状況、AMR発生状況)を実施(6月) (2)第1回村山AMR等対策ネットワーク会議 日時及び場所:令和6年7月31日(水)15:30~17:00(オンラインによる会議) 内容:令和4年分の病院向け調査結果を情報共有し、地域の状況把握方法を決定 ※調査結果を県民向けに情報提供(山形市保健所、村山保健所ホームページに掲載) ※令和5年分病院向け調査を10病院に拡大して実施(10月) (3)第2回幹事会 日時及び方法:令和7年1月15日(水)17:30~18:20(オンラインによる開催) 内容:令和5年分調査結果の共有、村山地域のAMR発生状況把握方法についての協議等 (4)第2回村山AMR等対策ネットワーク会議 日時及び場所:令和7年2月21日(金)15:30~17:00(オンラインによる開催) 内容:①情報提供「日本海総合病院におけるVREアウトブレイク対応」報告者:日本海病院 感染症認定看護師 ②情報提供「庄内AMR等対策ネットワークの取り組みについて」報告者:庄内保健所保健師 ③病院向け調査結果の報告																							

項目	計画目標・主な施策								実施状況																								
(8)医療連携	評価 目標	<p>村山地域医療情報ネットワークアクセス数を令和6年度は30,000件とします。</p> <table border="1" data-bbox="507 218 1427 365"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="6">目標</th> </tr> <tr> <th>2024 (R6)</th> <th>2025 (R7)</th> <th>2026 (R8)</th> <th>2027 (R9)</th> <th>2028 (R10)</th> <th>2029 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村山地域医療情報ネットワーク(べにばなネット)アクセス数※9</td> <td>29,581件 (R4)</td> <td>30,000件</td> <td>31,000件</td> <td>32,000件</td> <td>33,000件</td> <td>34,000件</td> <td>35,000件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※9 村山地域医療情報ネットワーク(べにばなネット)アクセス数:村山地域医療情報ネットワーク協議会</p>								項目	現状	目標						2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	村山地域医療情報ネットワーク(べにばなネット)アクセス数※9	29,581件 (R4)	30,000件	31,000件	32,000件	33,000件	34,000件	35,000件	<p>令和6年度のアクセス数は32,655件であり、目標値を2,655件上回った。</p>	
項目		現状	目標																														
	2024 (R6)		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)																										
村山地域医療情報ネットワーク(べにばなネット)アクセス数※9	29,581件 (R4)	30,000件	31,000件	32,000件	33,000件	34,000件	35,000件																										
	主な 施策	<p>県は、病病間、病診間、さらには介護施設等を含む地域連携パスの運用や医療情報の共有化に向けた検討を行います。</p>								<p>令和6年度は村山地域医療情報ネットワーク協議会を10月と3月に開催するとともに、情報開示病院に対し介護施設等との連携に関する意向調査を実施。【再掲】 【第1回村山地域医療情報ネットワーク協議会】 開催日:令和6年10月25日 参加者:郡市地区医師会、べにばなネット情報開示病院、県関係機関等 内容:べにばなネットの利用職種拡大に伴い必要となる作業の進捗状況について報告・協議 【第2回村山地域医療情報ネットワーク協議会】 開催日:令和7年3月(書面開催) 参加者:郡市地区医師会、べにばなネット情報開示病院、県関係機関等 内容:ネットワーク運用状況、次年度事業計画等について報告・協議</p>																							
		<p>べにばなネットの利用職種拡大に向け、村山地域医療情報ネットワーク協議会などでの検討を引き続き行います。</p>	<p>令和6年度は村山地域医療情報ネットワーク協議会を10月と3月に開催するとともに、情報開示病院に対し介護施設等との連携に関する意向調査を実施。【再掲】 【第1回村山地域医療情報ネットワーク協議会】 開催日:令和6年10月25日 参加者:郡市地区医師会、べにばなネット情報開示病院、県関係機関等 内容:べにばなネットの利用職種拡大に伴い必要となる作業の進捗状況について報告・協議 【第2回村山地域医療情報ネットワーク協議会】 開催日:令和7年3月(書面開催) 参加者:郡市地区医師会、べにばなネット情報開示病院、県関係機関等 内容:ネットワーク運用状況、次年度事業計画等について報告・協議</p>																														

項目	計画目標・主な施策								実施状況																							
2 地域の特徴的な疾病対策 (1)がん	<p>がん検診精密検査受診率を令和6年度は84.0～94.6%とします。</p> <table border="1" data-bbox="498 218 1418 369"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="6">目標</th> </tr> <tr> <th>2024 (R6)</th> <th>2025 (R7)</th> <th>2026 (R8)</th> <th>2027 (R9)</th> <th>2028 (R10)</th> <th>2029 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん検診精密検査受診率※1</td> <td>77.4～91.4% (R3)</td> <td>84.0～94.6%</td> <td>86.2～95.7%</td> <td>88.4～96.8%</td> <td>90.6～97.9%</td> <td>92.8～98.9%</td> <td>95.0～100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 がん検診精密検査受診率:県がん対策・健康長寿日本一推進課調べ</p>								項目	現状	目標						2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	がん検診精密検査受診率※1	77.4～91.4% (R3)	84.0～94.6%	86.2～95.7%	88.4～96.8%	90.6～97.9%	92.8～98.9%	95.0～100%	<p>がん検診推進強化月間等を通して、がん検診受診及び精密検査の受診の普及啓発を実施した。精検受診率は、令和3年から5年の3カ年でほとんどの項目は微増しているが、大腸がんのみ伸び悩んでいる。</p> <p>令和3年77.4～91.4% 令和4年78.7～92.9% 令和5年76.1～94.4%</p>  <p>がん精検受診率の推移 (R3～5) (山形県健康福祉部調べ)</p>	
項目	現状	目標																														
		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)																									
がん検診精密検査受診率※1	77.4～91.4% (R3)	84.0～94.6%	86.2～95.7%	88.4～96.8%	90.6～97.9%	92.8～98.9%	95.0～100%																									
評価目標	<p>県は、子どもの頃からの適切な食習慣の定着、運動習慣者の増加、喫煙率の低下を目指し、健康づくり支援者を対象とした研修会や地域住民を対象とした出前健康教室等、各種事業を展開します。</p>								<p>(1)出前講座 34回 1054人 (2)各種研修会 健康増進事業評価検討会(2回:1回目 9月11日、2回目 2月28日開催) 地域保健・職域保健連携推進会議及び研修会の開催(2回:9月11日、2月28日開催) 食生活改善推進員リーダー研修会(9月5日 107人参加) 栄養施策担当者会議(2回:1回目 5月17日 16人、2回目 3月13日 25人参加) 村山地域災害時の栄養・食支援に関する研修会(10月2日 24人参加) 健康づくり運動指導者研修会(6月25日 28名) (3)受動喫煙防止対策 禁煙週間に係る啓発活動:啓発物品の提供 高等学校等13校 禁煙週間に係る啓発コーナーの設営:村山総合支庁の各玄関ロビー4か所 食品衛生責任者講習会における普及啓発活動(20回 574人)</p>																							
主な施策	<p>県及び市町は、喫煙する妊婦への禁煙支援に取り組み、受動喫煙の害から子どもを守る環境を整えます。</p>								<p>(1)禁煙週間に係る啓発活動の実施 ・未成年者を対象とした啓発物品の提供(高等学校13校)【再掲】 ・啓発コーナーの設営によるパネル展示・啓発物品の配布等の実施(村山総合支庁の各玄関ロビー4か所)【再掲】 ・山形駅、天童駅における若者を対象とした啓発物品配布による街頭キャンペーン (2)飲食店等を対象とした普及啓発の実施 ・食品衛生責任者講習会における普及啓発活動(20回 574人) ※令和4年度より動画使用 ・飲食店等への巡回訪問の実施(25店舗) (3)出前講座 ・企業等での実施 1回 34人 ・小学校防煙教育2校143人</p>																							
県及び市町は、望まない受動喫煙を無くすため、たばこに関する法制度や知識の普及啓発を行います。	<p>県及び市町は、望まない受動喫煙を無くすため、たばこに関する法制度や知識の普及啓発を行います。</p>								<p>(1)禁煙週間に係る啓発活動の実施【再掲】 ・未成年者を対象とした啓発物品の提供(高等学校13校) ・啓発コーナーの設営によるパネル展示・啓発物品の配布等の実施(村山総合支庁の各玄関ロビー4か所) ・山形駅、天童駅における若者を対象とした啓発物品配布による街頭キャンペーン (2)飲食店等を対象とした普及啓発の実施【再掲】 ・食品衛生責任者講習会における普及啓発活動(20回 574人) ※令和4年度より動画使用 ・飲食店等への巡回訪問の実施(25店舗) (3)出前講座【再掲】 ・企業等での実施 2回 104人 ・小学校防煙教育2校142人</p>																							
県は、市町や関係機関との検討会等を開催し、喫煙対策やがん検診等受診率向上、精度の確保・向上に向けた情報提供を行うとともに、効果的な事業の実施を支援します。	<p>県は、市町や関係機関との検討会等を開催し、喫煙対策やがん検診等受診率向上、精度の確保・向上に向けた情報提供を行うとともに、効果的な事業の実施を支援します。</p>								<p>地域保健・職域保健連携推進会議及び研修会の開催(2回) 1回目:開催日:9月11日「地域保健・職域保健連携推進のための研修会」 2回目:開催日:2月28日「データヘルス計画の保健事業に活かす!行動変容のためのヘルスコミュニケーション」</p>																							

項目	計画目標・主な施策								実施状況																																											
2 地域の特徴的な疾病対策 (2)糖尿病	<p>メタボリックシンドローム該当者割合を令和6年度は17.1%、メタボリックシンドローム予備軍者割合8.1%、特定健康診査の受診率を令和3年度は51.9%とします。</p> <table border="1" data-bbox="507 254 1427 541"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="6">目標</th> </tr> <tr> <th>2024 (R6)</th> <th>2025 (R7)</th> <th>2026 (R8)</th> <th>2027 (R9)</th> <th>2028 (R10)</th> <th>2029 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メタボリックシンドローム該当者割合※2</td> <td>18.5% (R3)</td> <td>17.1%</td> <td>16.7%</td> <td>16.3%</td> <td>15.9%</td> <td>15.5%</td> <td>15.1%</td> </tr> <tr> <td>メタボリックシンドローム予備軍者割合※3</td> <td>8.7%(R3)</td> <td>8.1%</td> <td>7.9%</td> <td>7.7%</td> <td>7.5%</td> <td>7.3%</td> <td>7.1%</td> </tr> <tr> <td>特定健康診査の受診率(市町村国保)※4</td> <td>47.1%(R3)</td> <td>51.9%</td> <td>53.6%</td> <td>55.2%</td> <td>56.8%</td> <td>58.4%</td> <td>60.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2※3 メタボリックシンドローム該当者割合・予備群割合：山形県国民健康保険団体連合会統計 ※4 特定健康診査の受診率(市町村国保)：山形県国民健康保険団体連合会統計</p>	項目	現状	目標						2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	メタボリックシンドローム該当者割合※2	18.5% (R3)	17.1%	16.7%	16.3%	15.9%	15.5%	15.1%	メタボリックシンドローム予備軍者割合※3	8.7%(R3)	8.1%	7.9%	7.7%	7.5%	7.3%	7.1%	特定健康診査の受診率(市町村国保)※4	47.1%(R3)	51.9%	53.6%	55.2%	56.8%	58.4%	60.0%	<p>1 メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合(市町村国保) ・令和5年度のメタボリックシンドローム該当者の割合は18.4%であり、目標値(15.0%)を達成できなかった。 ・予備群の割合は8.5%であり、目標値(7.5%)を達成できなかった。 ・令和3年度から5年度のメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合はほぼ横ばいの状況。</p> <p>2 特定健康診査の受診率(市町村国保) 令和5年度の特定健康診査の受診率は49.7%であり、目標値(60%)を達成できなかったが、令和3年度から2.6%増加した。</p> <div data-bbox="1650 363 2475 898"> <p>特定健診結果及び受診率推移 (R3～5)</p> <table border="1"> <caption>特定健診結果及び受診率推移 (R3～5)</caption> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>村山</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メタボ該当者率</td> <td>18.4%</td> <td>18.5%</td> </tr> <tr> <td>メタボ予備群者率</td> <td>8.5%</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td>特定健診受診率</td> <td>49.7%</td> <td>47.1%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	指標	村山	県	メタボ該当者率	18.4%	18.5%	メタボ予備群者率	8.5%	8.7%	特定健診受診率	49.7%	47.1%
項目	現状			目標																																																
		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)																																													
メタボリックシンドローム該当者割合※2	18.5% (R3)	17.1%	16.7%	16.3%	15.9%	15.5%	15.1%																																													
メタボリックシンドローム予備軍者割合※3	8.7%(R3)	8.1%	7.9%	7.7%	7.5%	7.3%	7.1%																																													
特定健康診査の受診率(市町村国保)※4	47.1%(R3)	51.9%	53.6%	55.2%	56.8%	58.4%	60.0%																																													
指標	村山	県																																																		
メタボ該当者率	18.4%	18.5%																																																		
メタボ予備群者率	8.5%	8.7%																																																		
特定健診受診率	49.7%	47.1%																																																		
評価目標	<p>県は、地域保健と職域保健との連携による糖尿病重症化予防や健診等受診率向上に関する検討会、共同事業を実施します。</p>	<p>地域保健・職域保健連携推進会議及び研修会の開催(2回)【再掲】 1回目：開催日：9月11日「地域保健・職域保健連携推進のための研修会」 2回目：開催日：2月28日「データヘルス計画の保健事業に活かす！行動変容のためのヘルスコミュニケーション」</p>																																																		
主な施策	<p>県は、糖尿病重症化予防に取り組む関係機関の連携推進を図り、効果的な事業の実施を支援します。</p> <p>県は、糖尿病の要因の一つとなる肥満を防ぐため、子どもの頃からの適切な食習慣等の定着を図るための食育担当者を対象とした研修会や地域住民を対象とした各年代に応じた食生活に関する出前健康教室等、各種事業を展開します。</p>	<p>地域における健康づくり支援体制構築のための連携モデル事業の実施 ・支援事業検討会(3回：令和6年7月31日、9月19日、令和7年1月31日) ・エクササイズ動画制作 ・行政職員人材育成研修会開催(令和6年12月20日開催：参加者89名)</p> <p>糖尿病予防に関する出前講座 ・企業等での実施 2回 52人</p>																																																		

項目	計画目標・主な施策								実施状況																																																										
2 地域の特徴的な疾病対策 (3)精神疾患等	自殺死亡率(人口10万対)を令和6年度は15.0とします。 <table border="1" data-bbox="492 218 1430 365"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="6">目標</th> </tr> <tr> <th>2024 (R6)</th> <th>2025 (R7)</th> <th>2026 (R8)</th> <th>2027 (R9)</th> <th>2028 (R10)</th> <th>2029 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自殺死亡率※5(人口10万対)</td> <td>16.1(R4)</td> <td>15.0</td> <td>14.0</td> <td>12.9以下</td> <td>12.9以下</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> ※5 自殺死亡率(人口10万対):厚生労働省「人口動態調査」								項目	現状	目標						2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	自殺死亡率※5(人口10万対)	16.1(R4)	15.0	14.0	12.9以下	12.9以下	-	-	村山地域の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)について、令和5年は13.0と令和6年度の目標値15.0より下回っているが、令和6年は令和7年10月に公表予定。 <table border="1" data-bbox="1843 239 2585 436"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> </tr> <tr> <th>(R1)</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>(R4)</th> <th>(R5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自殺死亡率</td> <td>村山地域</td> <td>14.0</td> <td>13.2</td> <td>17.8</td> <td>16.1</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>山形県</td> <td>18.2</td> <td>17.0</td> <td>20.1</td> <td>17.8</td> <td>15.3</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>15.7</td> <td>16.4</td> <td>16.5</td> <td>17.4</td> <td>17.4</td> </tr> </tbody> </table> ※厚生労働省「人口動態統計調査」より						項目		2019	2020	2021	2022	2023	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	自殺死亡率	村山地域	14.0	13.2	17.8	16.1	13.0	山形県	18.2	17.0	20.1	17.8	15.3	全国	15.7	16.4	16.5	17.4	17.4
項目	現状	目標																																																																	
		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)																																																												
自殺死亡率※5(人口10万対)	16.1(R4)	15.0	14.0	12.9以下	12.9以下	-	-																																																												
項目		2019	2020	2021	2022	2023																																																													
		(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)																																																													
自殺死亡率	村山地域	14.0	13.2	17.8	16.1	13.0																																																													
	山形県	18.2	17.0	20.1	17.8	15.3																																																													
	全国	15.7	16.4	16.5	17.4	17.4																																																													
評価目標	県は、市町や関係機関と連携し、住民や当事者家族を対象とした研修会や家族教室、相談事業を行います。								(1)精神保健福祉相談の実施 内容:精神科医師による定期相談を月1~2回、保健師による相談を随時実施。 実施状況:精神科医師による定期相談延15件、保健師による相談延66件、訪問相談延324件、電話相談延3,610件 (2)ひきこもり相談の実施 内容:精神科医師による相談を月1~2回、保健師による相談を随時実施。 実施状況:精神科医師による定期相談延23件、保健師による相談延11件、訪問相談延13件、電話相談延184件 (3)「ひきこもり」について学ぶ会の開催 内容:相談や支援に結びついていないひきこもり当事者の家族等を対象に、ひきこもりの基本的な知識の提供と、ひきこもり当事者や家族を適切な支援につなげていくため、専門家(精神科医師や臨床心理士等)の講演を対面で開催。 開催日:令和6年9月25日 参加者:家族15名(13家族) (4)心の健康づくり講演会の開催 内容:精神障がい者の家族及び地域住民、関係者に対し、最新の知見に基づいた治療等に関する情報を提供し、精神疾患に対する正しい知識の普及、理解促進を図ることを目的に講演会を開催。 講演:「難治性うつ病にどう立ち向かうか」 講師:山形大学医学部精神医学講座教授 開催日及び場所:令和7年2月13日 山形県生涯学習センター遊学館 参加者:家族、地域住民、関係者等 来所61名、オンライン18名																																																										
主な施策	県は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉等関係者との連携を一層促進するため、事例検討や研修、推進会議等を開催します。								(1)村山地域精神障がい者地域移行・地域定着推進会議の開催 内容:精神障がい者の地域移行・地域定着に係る実践報告や、意見交換を実施。 開催日:令和6年12月13日 参加者:精神科病院、相談支援事業所、市町、社会福祉協議会、訪問看護事業所(精神科対応)、救護施設等の実務者 51名 (2)村山地域精神障がい者地域移行・地域定着推進研修会の開催 内容:関係機関が相互理解を図り、連携を促進するため、救護施設及び基幹相談支援センター職員を講師として取組状況や役割について講話を実施。 開催日:令和6年11月28日(オンライン) 参加者:精神科病院、相談支援事業所、市町、社会福祉協議会、訪問看護事業所(精神科対応)、地域包括支援センター、救護施設等の実務者 56名 (3)村山地域精神障がい者地域移行・地域定着推進に係る意見交換会の開催 内容:地域移行・地域定着の取組をさらに推進するため、精神科病院の入退院支援の担当者による退院支援の取組報告や意見交換を実施。 開催日:令和6年11月11日(オンライン) 参加者:精神科病院入退院支援担当者、山形市保健所、山形市障がい福祉課職員 18名 (4)事例検討会(ケース検討会)の実施 内容:精神科未受診者、治療継続困難者、生活困窮者等の精神的な課題を抱える者が適切な精神科医療を受け、安心して地域で生活できる体制を構築するため、関係機関が役割を確認するとともに連携の強化を図る。 実施状況:35件																																																										

項 目	計画目標・主な施策	実 施 状 況
	<p>県は、ひきこもり状態にある者に対する支援技術の向上のため、支援者向け研修や事例検討を行うとともに、当事者及び家族に対する相談、家族グループ交流会等を実施します。</p> <p>主な施策</p>	<p>(1)ひきこもり相談支援者研修会の開催 内 容：ひきこもり支援に係る基本的な知識や、事例等を通じて実践的な対応方法を学び、支援者のスキルアップと支援者同士の連携強化を図るために、精神科医師による講話及び支援者による事例検討、意見交換を対面で実施。また、精神科医師による講話は同日オンライン配信を実施。 開催日：令和6年9月4日 対象者：管内市町のひきこもり相談窓口の対応職員、管内市町健康福祉部門の保健師（講話のみ、ひきこもり相談支援にあたる関係機関の支援者を対象としてオンライン配信） 参加者：村山管内市町保健福祉担当課、精神保健福祉センター 14名（対面） 村山管内精神科病院、相談支援事業所、公共職業安定所、社会福祉協議会等 30名（オンライン）</p> <p>(2)「ひきこもり」について学ぶ会の開催【再掲】 内 容：相談や支援に結びついていないひきこもり当事者の家族等を対象に、ひきこもりの基本的な知識の提供と、ひきこもり当事者や家族を適切な支援につなげていくため、専門家（精神科医師や臨床心理士等）の講演を対面で開催。 開催日：令和6年9月25日 参加者：家族15名（13家族）</p> <p>(3)ひきこもり相談の実施【再掲】 内 容：精神科医師による相談を月1～2回、保健師による相談を随時実施。 実施状況：精神科医師による定期相談延23件、保健師による相談延11件、訪問相談延13件、電話相談延184件（再掲）</p> <p>(4)家族グループ交流会の実施 内 容：家族が安心して交流できる機会を提供し、家族の社会的孤立の予防及び不安の軽減を目的として実施。 実施状況：村山総合支庁西村山地域振興局3回、村山総合支庁北村山地域振興局1回の計4回実施。 参加者：実4名、延8名（西村山地域振興局 延7名、北村山地域振興局 延1名）</p>
	<p>県は、地域自殺対策を推進するため、関係機関を参集して検討会や研修会等を実施するとともに、住民向けこころの健康づくり出前講座等を実施します。</p>	<p>(1)村山地域自殺対策相談支援者研修会の開催 内 容：自殺をほのめかす人の具体的な相談支援のあり方等を学び、日々の相談場面での対応力の向上を目的とした研修会を開催。 開催日：令和7年3月4日（オンライン） 参加者：市町、生活自立支援センター、社会福祉協議会、相談支援事業所、若者相談支援拠点等関係者、各医師会会員、産業分野の保健師等 62名</p> <p>(2)こころの健康づくり出前講座（村山地域サポート講座）の実施 実施状況：9回実施 参加者：延271名 講座内容：「心の健康について」等</p>

項目	計画目標・主な施策								実施状況																															
3 在宅医療の推進 (1)在宅医療の充実	訪問診療の実施件数を令和8年度は月平均5,020件以上となるよう各種施策に取り組めます。 <table border="1" data-bbox="486 239 1424 457"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="6">目標</th> </tr> <tr> <th>2024 (R6)</th> <th>2025 (R7)</th> <th>2026 (R8)</th> <th>2027 (R9)</th> <th>2028 (R10)</th> <th>2029 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問診療の実施件数 (訪問診療を受けている患者数)</td> <td>4,535 件/月 (R2)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,020 件/月</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>訪問診療を実施する診療所・病院数</td> <td>103 (R2)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>103</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> [厚生労働省「医療施設調査(静態)」(調査周期:3年)]								項目	現状	目標						2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	訪問診療の実施件数 (訪問診療を受けている患者数)	4,535 件/月 (R2)	-	-	5,020 件/月	-	-	-	訪問診療を実施する診療所・病院数	103 (R2)	-	-	103	-	-	-	訪問診療の実施件数(R5):6,762件/月平均 訪問診療を実施する診療所・病院数(R5):101施設 ※医療施設調査(静態) 調査周期:3年 訪問診療を実施する診療所・病院数は令和2年より2件減少しているが、訪問診療の実施件数は目標値を1,742件上回った。 今後も推移を注視しつつ、引き続き各種施策に取り組んでいく。	
項目	現状	目標																																						
		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)																																	
訪問診療の実施件数 (訪問診療を受けている患者数)	4,535 件/月 (R2)	-	-	5,020 件/月	-	-	-																																	
訪問診療を実施する診療所・病院数	103 (R2)	-	-	103	-	-	-																																	
評価 目標 主な 施策	県は、病院から退院後に切れ目なく医療や介護サービス等の必要な支援を受けられるようにするため、入院時から退院時における病院と介護支援専門員等の入退院支援の基本的な約束ごとを明確化した『村山地域入退院支援の手引き』(平成31年4月運用開始)の運用促進に取り組めます。								在宅療養の推進を図るため、平成30年度に村山地域「入退院調整ルール」の統一に向けた検討を行った。平成31年3月に「村山地域入退院支援の手引き」を策定し、同年4月から運用を開始。令和元年度から、手引きの普及と運用拡大を目指し取り組みを行っている。 令和6年度 (1)在宅医療・介護連携拠点情報交換会参加による情報収集(3月) (2)村山地域「入退院支援の手引き」に関するアンケート調査のホームページ掲載(4月) (3)村山地域保健医療協議会 在宅医療専門部会の書面協議の開催(2月) (4)入退院支援に関する関係機関一覧のホームページ更新(7月) (5)医療・介護等関係者のためのACP研修会の開催(9月)																															
	県は、村山地域医療情報ネットワーク(べにばなネット)を活用した円滑な在宅療養への移行のための連携強化に取り組めます。								村山地域医療情報ネットワーク協議会を開催し、べにばなネット利用職種拡大について検討した。 開催日:令和6年10月25日 参加者:郡市地区医師会、べにばなネット情報開示病院、県関係機関等 令和6年12月に対象職種を保険薬局の薬剤師及び訪問看護ステーションの看護師へ利用を拡大した。																															
	県及び関係機関は、在宅医療に対する理解を深めるための研修会等において、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士などの関係者の在宅医療に対する理解を促進し、在宅医療に取り組む関係者の増加・充実を図ります。								山形県在宅医療推進事業費補助金を活用した事業の実施 令和6年度は3団体が在宅医療推進に向けた取り組みを実施 【団体内訳】 令和6年度:3団体(山形県医師会、山形県栄養士会、山形県理学療法士会) ・(山形県医師会)医療関係者等を対象に、地域に根差した在宅医療と介護、山形県医療的ケア児等支援センターの取り組み、山形県難病診療連携センターの取り組み等についての「在宅医療シンポジウム」を開催。 ・(山形県栄養士会)在宅訪問栄養指導に関わる栄養士等を対象に、在宅における栄養管理について学ぶ研修会等の開催。 ・(山形県理学療法士会)理学療法士等のリハビリテーション専門職等を対象に、病院・地域における連携、在宅におけるリハビリテーション専門職の役割等について学ぶ研修会の開催																															
	県は、医療・介護等の関係者に対するターミナルケア(人生の最終段階におけるケア)の理解や知識の向上を目的とした研修会等の開催及び『看取りに関する手引き』の配布等により、在宅及び介護施設等における看取り体制の充実に取り組めます。								医療・介護関係者のためのACP研修会の開催【再掲】 開催日:令和6年9月14日 受講者:医師、看護師、社会福祉士、介護関係者等約50名																															
	県及び関係機関は、医療・介護等関係者及び住民等を対象とした講演会等普及啓発により、在宅医療や看取りに対する理解の促進に取り組めます。併せて、患者が望む在宅医療や看取りなどが実現できるよう、「人生会議※」の考え方について啓発していきます。 ※ アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の愛称。将来の変化に備え、人生観や価値観、希望に沿って、どのような医療やケアを望むか、自ら考え、家族や医療・ケアチーム等と、繰り返し話し合いを行い、意思決定を支援するプロセスのこと。								医療・介護関係者のためのACP研修会の開催【再掲】 開催日:令和6年9月14日 受講者:医師、看護師、社会福祉士、介護関係者等約50名																															
県は、地域の特性や実情に応じた在宅医療提供体制の充実・確保を図るため、在宅医療関係者による協議の場を設置します。								(1)在宅医療・介護連携に関する情報交換会の開催 在宅医療・介護連携拠点の情報交換会参加による情報収集 開催日:令和7年3月18日 出席者在宅医療・介護連携拠点の代表者(上山市欠席) (2)村山地域保健医療協議会 在宅医療専門部会の開催【再掲】 委員:郡市地区医師会等の関係団体、市町等 令和6年度 開催日:令和7年2月(書面開催)																																

項 目	計画目標・主な施策	実 施 状 況
	<p>県は、保健・医療・福祉・介護の多職種の連携強化や在宅医療に取り組む人材の育成等を目指した地域の自主的な活動に対する支援を行い、在宅医療の提供体制の充実を図ります。</p> <p>県は、多様化する難病患者や医療的ケア児等の個別相談支援を実施し、在宅療養生活の支援に取り組めます。</p> <p>県は、難病患者や医療的ケア児等を支援する関係機関との連携を強化し、大規模災害対応を含めた地域における在宅療養支援体制の充実を図ります。</p>	<p>山形県在宅医療推進事業費補助金を活用した事業の実施【再掲】 令和6年度は3団体が在宅医療推進に向けた取組みを実施</p> <p>【団体内訳】 令和6年度：3団体(山形県医師会、山形県栄養士会、山形県理学療法士会) ・(山形県医師会)医療関係者等を対象に、地域に根差した在宅医療と介護、山形県医療的ケア児等支援センターの取組み、山形県難病診療連携センターの取組み等についての「在宅医療シンポジウム」を開催。 ・(山形県栄養士会)在宅訪問栄養指導に関わる栄養士等を対象に、在宅における栄養管理について学ぶ研修会等の開催。 ・(山形県理学療法士会)理学療法士等のリハビリテーション専門職等を対象に、病院・地域における連携、在宅におけるリハビリテーション専門職の役割等について学ぶ研修会の開催</p> <p>難病患者及び医療的ケア児(小児慢性特定疾病児童)個別支援の実施 (1)訪問等による相談支援 訪問:保健師 実77人 延87人(令和6年4月1日～令和7年3月31日) (2)患者会との連携・支援 村山・最上地区合同井戸端会議(日本ALS協会山形支部及び日本ALS協会山形支部の共催)に参加及び助言</p> <p>在宅療養人工呼吸器装着者の災害時支援体制の充実(令和7年3月31日現在) (1)個別支援ツールの活用 保健師による家庭訪問時に配布。災害発生時の対応を確認し、かかりつけ医等関係機関と情報を共有 個別支援ツール利用者16人 うち在宅療養人工呼吸器装着者(気管切開)11人 (2)災害時要安否確認者への対応 災害発生時の速やかな安否確認体制の整備 市町の避難行動要支援者対策への反映に向けた、難病患者の状況等についての情報の共有 在宅療養人工呼吸器装着者の状況により、関係機関と連携した災害時個別避難計画の策定または更新 難病患者 2人 医療的ケア児・者 3人</p>
3 在宅医療の推進 (2)介護との連携	<p>県は、在宅医療・介護連携拠点及び市町との情報共有・連携を図り、先進事例の提供や意見交換会の開催等を通して、市町の取組を支援します。</p> <p>県は、広域的な退院調整ルール(「村山地域入退院支援の手引き」)の運用を推進し、地域の医療・介護関係者間の情報共有・連携を支援します。</p> <p>県は、連携拠点の職員の資質向上・情報共有に向けた研修会等を開催し、在宅医療・介護連携拠点の機能強化を図ります。</p>	<p>令和6年度 在宅医療・介護連携拠点の情報交換会参加による情報収集 開催日:令和7年3月18日 出席者在宅医療・介護連携拠点の代表者(上山市欠席)</p> <p>(1)在宅医療・介護連携に関する情報交換会の開催【再掲】 令和6年度 在宅医療・介護連携拠点の情報交換会参加による情報収集 開催日:令和7年3月18日 出席者在宅医療・介護連携拠点の代表者(上山市欠席)</p> <p>(2)ホームページを活用した情報提供の実施</p> <p>(1)医療・介護関係者のためのACP研修会の開催【再掲】 開催日:令和6年9月14日 受講者:医師、看護師、社会福祉士、介護関係者等約50名 (2)在宅医療・介護連携拠点の情報交換会参加による情報収集【再掲】 開催日:令和7年3月18日 出席者:在宅医療・介護連携拠点の代表者(上山市欠席)</p>

山形県地域保健医療協議会設置要綱

(設置)

第1 住民の健康を確保し、地域の特性や実情に即した保健医療の推進を図ることを目的として策定された地域保健医療計画の円滑な進行を図るほか、地域医療構想調整会議として地域医療構想の達成の推進を図ることを目的に医療法第30条の14で規定する協議を行うため、山形県保健医療計画で定める二次保健医療圏ごとに、別表に掲げる地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 地域保健医療計画及び地域医療構想の進捗状況の把握、評価に関すること。
- (2) 地域保健医療計画及び地域医療構想の見直しに関すること。
- (3) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること。
- (4) 病床機能報告制度による情報の共有に関すること。
- (5) 地域医療構想の達成を推進するための方策に関すること。
- (6) 地域の病院・有床診療所の開設・増床等に関すること。
- (7) 外来医療計画に関すること。
- (8) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(委員)

第3 協議会は、それぞれ委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) 医療保険者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、年度途中で委嘱する場合又は委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門部会等)

第6 協議会に、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるために、専門部会やワーキングを置くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、別表に掲げる総合支庁保健福祉環境部において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別 表

二次保健 医 療 圏	地域保健医療協議会	庶務担当総合支庁 保健福祉環境部
村山圏域	村山地域保健医療協議会	村山総合支庁
最上圏域	最上地域保健医療協議会	最上総合支庁
置賜圏域	置賜地域保健医療協議会	置賜総合支庁
庄内圏域	庄内地域保健医療協議会	庄内総合支庁

村山地域保健医療協議会 委員名簿

	役 職	氏 名
1	山形市医師会長	金 谷 透
2	上山市医師会長	洪 谷 真一郎
3	天童市東村山郡医師会長	鞍 掛 彰 秀
4	寒河江市西村山郡医師会長	鈴 木 明 朗
5	北村山地区医師会長	高 橋 則 好
6	山形県歯科医師会（山形市歯科医師会長）	小 関 陽 一
7	山形県薬剤師会長	岡 崎 千賀子
8	日本精神科病院協会山形県支部（二本松会かみのやま病院長）	村 岡 義 明
9	山形大学医学部附属病院長	土 谷 順 彦
10	山形県立中央病院長	鈴 木 克 典
11	山形市立病院済生館 病院事業管理者	貞 弘 光 章
12	天童市民病院長	高 畠 典 明
13	山形済生病院長	石 井 政 次
14	東北中央病院長	田 中 靖 久
15	篠田総合病院長	篠 田 淳 男
16	至誠堂総合病院長	小 林 真 司
17	みゆき会病院長	安 藤 常 浩
18	山形県立河北病院長	佐 藤 敏 彦
19	寒河江市立病院長	後 藤 康 夫
20	朝日町立病院長	高 橋 潤
21	西川町立病院長	武 田 隆
22	北村山公立病院長	國 本 健 太
23	山形市長	佐 藤 孝 弘
24	天童市長	新 関 茂
25	寒河江市長	齋 藤 真 朗
26	西川町長	菅 野 大 志
27	朝日町長	鈴 木 浩 幸
28	東根市長	土 田 正 剛
29	山形県看護協会山形支部理事	太 田 恵 美 子
30	山形県栄養士会医療事業部員	会 田 弓 子
31	山形県民生委員児童委員協議会理事	平 眞 理 子
32	山形県地域包括支援センター等協議会常務理事・事務局長	齋 野 和 夫
33	山形県老人福祉施設協議会副会長	齋 藤 好 功
34	山形県保険者協議会委員（山辺町町民生活課長）	遠 山 進
35	山形市保健所長	山 下 英 俊
36	村山保健所長	藤 井 俊 司

※任期：令和7年2月1日から令和9年1月31日まで（2年間）

審議会等の公開に関する指針

平成18年3月31日制定

平成18年4月1日施行

1 趣旨

県の設置する審議会等が県の政策形成に果たす役割に鑑み、審議会等の設置及びその会議開催の目的の達成に支障がないよう配慮しつつ、審議会等に関する情報を公開することの意義に照らし、審議会等の公開に関する指針を定めるものとする。

2 定義

この指針において、審議会等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及び要綱、要領又は個別の決裁等により学識経験者や関係者の意見を県政に反映させることを目的として設置されている協議会、懇話会等（県民、学識経験者等が構成員の全部又は一部となっているものに限る。）をいう。

3 審議会等の会議の公開

審議会等の会議の公開については、次の各号に示すところに沿って、審議会等が決定するものとする。

(1) 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

イ 情報公開条例第6条第1項各号に規定する不開示情報のいずれかに該当する情報に關し審議会等を行う場合

ロ 会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合

(2) 審議会等の会議の公開の方法は、原則として次に掲げるところによるものとする。

イ 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

ロ 審議会等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

ハ 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、会議の傍聴に係る順守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(3) 会議の全部又は一部を非公開とする場合は、ホームページへの掲載等により、非公開の理由を具体的に明らかにするものとする。

4 審議会等の情報の公開

審議会等の情報の公開については、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に示すところによる。

(1) 審議会等の開催予定

審議会等の日時、場所及び議題等の開催予定を、県ホームページ上で事前に公開するものとする。

(2) 審議会等の記録等

イ 公開で行われた審議会等の記録等

公開で行われる審議会等については、審議会等の記録を作成し、県ホームページ上で公開するものとする。この場合、審議会等の記録の形態は、会議録のほか、会議録要旨によることもできるものとするが、会議録要旨による場合であっても、当該審議会等における具体的な発言内容等がわかるよう、できる限り詳細な記録に努めるものとする。

また、その議案及び会議資料については、必要に応じて県ホームページ、情報公開窓口（行政情報センター及び総合支庁窓口をいう。以下同じ。）又は当該審議会等を所管する各所属において適宜公開するものとする。

ロ 非公開で行われた審議会等の記録等

非公開で行われた審議会等については、議事の性質・内容に応じ、会議録、会議録要旨又は会議の概要をまとめた会議概要等を作成し、できる限り県ホームページ上で公開

するよう努めるものとする。

また、その議案及び会議資料については、議事の性質・内容に応じ、できる限り公開で行われた審議会等に準じた公開に努めるものとする。

ハ 審議会等の記録等の公開に当たっての留意事項

会議の記録等の公開に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の諸規定を順守するとともに、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項各号に規定する不開示情報に該当する情報の取扱いに充分留意するものとする。

5 留意事項

- (1) 審議会等は、報道機関の取材活動について配慮するものとする。
- (2) 情報公開条例及び個人情報保護法の規定に基づく、審議会等に関する公文書及び保有個人情報の開示請求に対しては、この指針による審議会等の公開の状況にかかわらず、それぞれの法令及び条例の規定に基づき、請求の対象となる公文書及び保有個人情報の特定並びに開示・不開示の決定がなされるものであることに留意すること。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行し、同年5月1日以降に開催される審議会等について適用する。

附 則

この指針は、平成18年4月24日から施行し、同年5月1日以降に開催される審議会等について適用する。

附 則

この指針は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

○山形県情報公開条例

平成 9 年 12 月 22 日 山形県条例第 58 号

改正

平成12年 7 月 18 日 条例第 50 号
 平成12年 10 月 13 日 条例第 62 号
 平成13年 7 月 10 日 条例第 35 号
 平成14年 3 月 22 日 条例第 9 号
 平成14年 10 月 11 日 条例第 52 号
 平成16年 3 月 19 日 条例第 14 号
 平成16年 12 月 20 日 条例第 55 号
 平成17年 10 月 11 日 条例第 93 号
 平成19年 3 月 16 日 条例第 12 号
 平成19年 3 月 16 日 条例第 15 号
 平成20年 3 月 21 日 条例第 6 号
 平成27年 3 月 20 日 条例第 7 号
 平成27年 12 月 25 日 条例第 58 号
 平成31年 3 月 15 日 条例第 14 号
 平成31年 3 月 15 日 条例第 15 号
 令和 4 年 12 月 23 日 条例第 37 号

山形県情報公開条例をここに公布する。

山形県情報公開条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の県政に関する情報の公開を請求する権利につき定めることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する適正な評価の確保及び参加の促進を図り、もって県民の県政に対する理解と信頼を深め、及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者、病院事業管理者及び県が設立団体である地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 実施機関の職員 実施機関及びその委員並びに実施機関の附属機関の構成員及び事務部局（教育委員会にあっては、学校その他の教育機関を含む。）の職員（副知事及び県が設立団体である地方独立行政法人の役員を含む。）をいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ロ 山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年 3 月 県条例第14号）第 2 条第 6 項に規定する特定歴史公文書
 - ハ 山形県立図書館、山形県立博物館その他の規則で定める施設において、規則で定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（イ及びロに掲げるものを除く。）
- (4) 開示 閲覧に供し、又は写しを交付することその他規則で定める記録媒体については規則で定める方法により情報を提供することをいう。

(適正使用)

第 3 条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求するものは、この条例により認められた権利を正當に行使するとともに、公文書の開示により得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しな

ければならない。

(開示の請求)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

2 前項の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 開示を請求する公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、第1項の規定による公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(実施機関の開示義務等)

第5条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書の開示をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合は、実施機関は、当該公文書の開示をしてはならない。

3 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分(以下「不開示部分」という。)が当該不開示部分を除いた部分(以下「開示部分」という。)と容易に区分することができるときは、前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者に対し、当該開示部分の開示をしなければならない。ただし、当該開示部分に客観的に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

4 閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(不開示情報等)

第6条 前条に規定する不開示情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示により、公にしてはならないこととされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報(開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。)

ハ 人の生命、身体、健康、財産又は生活(以下「人の生命等」という。)を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報

ニ 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であつて、公益上開示をすることがより必要であるもの(開示をすることにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを除く。)として規則で定めるもの

(3) **法人**その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法

人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から人の生命等を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報を除く。

イ 開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報

ロ 実施機関からの要請を受けて、公にしないと約束(法人等又は個人において一般に公にされていない等当該約束の締結に合理的な理由があると認められるものに限る。)の下に、任意に提供された情報

(4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるに足りる相当の理由がある情報

(5) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることが、前条第2項の規定により保護しようとする利益を前項の不開示情報を公にする場合と同様に害することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにせず、当該公文書の開示をしないことができる。

(公益上の理由による裁量的開示)

第6条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(開示請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をするときは、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をしないときは、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前2項の期間内に前2項に規定する決定(以下「開示等決定」という。)をすることができないときは、30日を限度として、これを延長することができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、その旨、前2項の期間内に開示等決定をすることができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。

4 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務又は事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該公文書の相当の部分につき、当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第1項及び第2項の期間内に前項後段の規定の例により開示請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書が当該実施機関以外の実施機関により作成されたものであるときその他相当の理由があるときは、関係実施機関と協議の上、事案を移送することができる。この場合においては、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第9条 開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のも(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、実施機関は、開示等決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 前項の場合において、第6条第1項第2号ハ、同項第3号ただし書又は第6条の2の規定に該当することにより開示の決定をする公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等決定をするに際し、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合等相当の理由があるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により第三者の意見を聴き、又は前項の規定により第三者に意見を述べる機会を与えた場合において、当該第三者に関する情報が記録されている公文書の開示の決定をしたときは、実施機関は、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、通知するものとする。

(手数料)

第10条 県は、開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたもののうち次の各号に掲げるものから、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 文書、図画又は写真について写しの交付により開示を受けるもの 交付する写しの枚数(日本産業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本産業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。)1枚につき10円(規則で定める写しにあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額)

(2) 第2条第3号に規定する情報が記録された規則で定める記録媒体について開示を受けるもの 当該記録媒体の種類に応じ、同条第4号に規定する規則で定める方法ごとに190円を超えない範囲で規則で定める額

2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。ただし、知事、企業管理者及び病院事業管理者は、手数料を納付したものが、そのものの責めに帰すことができない理由により、開示の決定に係る公文書の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 知事、企業管理者及び病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

(県が設立団体である地方独立行政法人の公文書の開示費用)

第10条の2 県が設立団体である地方独立行政法人から開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたものは、当該開示に要する費用(以下「開示費用」という。)を負担しなければならない。

2 開示費用の額は、実費の範囲内において、前条第1項の手数料の額を参酌して、当該地方独立行政法人が定める。

3 県が設立団体である地方独立行政法人は、開示費用の額を定めたときは、これを公表しなければならない。

(県が設立団体である地方独立行政法人に対する審査請求)

第10条の3 県が設立団体である地方独立行政法人がした開示等決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第10条の4 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第11条 開示等決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合
(他の制度との調整)

第12条 法令等(山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)を除く。)の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

(適用除外)

第13条 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(情報公開の総合的な推進)

第14条 実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、情報の提供その他情報公開に関する施策の充実を図り、県民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、この条例の円滑な運用を確保するため、資料の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、情報公開の推進及びこの条例の規定に基づき開示請求をしようとするものの利便性の向上に資するため、情報公開に係る総合的な案内のための窓口を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(公文書の管理)

第16条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項について定めるとともに、これを公表しなければならない。

(出資法人の情報公開)

第17条 県が出資している法人(県が設立団体である地方独立行政法人を除く。)のうち実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導を行うものとする。

(指定管理者の情報公開)

第18条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の当該管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項の措置を講ずるよう指導を行うものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

(県が設立団体である地方独立行政法人に関する経過措置)

2 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした決定その他の行為のうち当該地方独立行政法人の成立の際現にその効力を有するもので、同日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした決定その他の行為とみなす。

3 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の際現にこの条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立の日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

附 則 (平成12年7月18日条例第50号)

改正

平成16年3月19日条例第14号

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号、第6条第1項第2号及び第4号並びに第11条の改正規定並びに次項の規定は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の前になされた請求に係る公文書の開示及び当該開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の山形県情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月13日条例第62号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月10日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月22日条例第9号）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の前になされた請求に係る公文書の開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の第10条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月11日条例第52号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の山形県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる公文書の開示の請求について適用し、施行日前になされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

（山形県情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 山形県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年7月県条例第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（山形県情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の山形県情報公開条例の一部を改正する条例の規定は、施行日以後になされる公文書の開示の請求について適用し、施行日前になされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月20日条例第55号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年10月11日条例第93号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

4 この条例の施行の際現に山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会に諮問されている事項については、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問されているものとみなす。

5 山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項及び第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 附則第2項及び第3項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月16日条例第15号）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第2号口の改正規定は、同年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の前になされた請求に係る公文書の開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月21日条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第58号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の山形県情報公開条例第11条及び改正前の山形県個人情報保護条例第22条に規定する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月15日条例第14号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成31年3月15日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中山形県情報公開条例第10条第1項第1号の改正規定及び第2条中山形県個人情報保護条例第16条第1項第1号の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第37号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。